平成２９年（フ）第９６００号
東京都世田谷区赤堤４丁目36―21―101
破産者　宮村　順司
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６０１号
東京都品川区大井５丁目４－３―302
破産者　片岡　正之
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６０６号
東京都足立区一ツ家３丁目22―６―404
破産者　野本　紘志
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６１８号
東京都練馬区大泉町３丁目６－５―105
破産者　渡辺　勝広
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６２２号
東京都北区志茂２丁目41―８―201
破産者　浅野　安広
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３４号
東京都世田谷区桜上水２丁目13―24―207
破産者　三原　繁美
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６３８号
東京都豊島区長崎５丁目１―31―1013
破産者　竹内　千里
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６４１号
東京都世田谷区上用賀６丁目７―18　コーポ上用賀Ｖ―202
破産者　佐藤　信彦
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６４４号
東京都江戸川区平井６丁目５―14―401
破産者　片山　亮一
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６４９号
東京都新宿区西早稲田３丁目24―５―201
破産者　福永　雅美
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６６１号
東京都港区虎ノ門３丁目15―５―203
破産者　山元　哲夫
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６６２号
東京都港区虎ノ門３丁目15―５―203
破産者　山元　雅子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６６６号
東京都西東京市南町５丁目15―３　第２ユーナンハイツ101
破産者　井原　春美
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６８１号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目16―８―114
破産者　八橋　裕子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６８５号
埼玉県和光市白子４丁目８―７―102
破産者　栗並　弘樹
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６９１号
東京都足立区弘道２丁目25―５―712
破産者　佐藤　頼三
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７００号
東京都日野市日野本町７丁目11―30―201、開始決定時の住所東京都日野市栄町１丁目45―２―104
破産者　猪狩　采子（旧姓戸枝）
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０２号
東京都文京区千駄木３丁目34―９―704
破産者　石田　瑞棋
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０４号
東京都目黒区中目黒４丁目５―28―201
破産者　木本　順也
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０７号
東京都福生市北田園２丁目１―12―201
破産者　大野　健一
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７０８号
東京都世田谷区上野毛２丁目１－２―203
破産者　佐藤　連子
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部